

## 市内の全世帯を対象に、

## バス・タクシー共通利用券を配付します

都市計画部  
まちづくり政策課

直通 934-4759

市民の日常生活を支えている公共交通は、新型コロナウイルス感染症の影響により未だ利用者数が回復せず、運行サービスを継続することが、厳しい状況となっております。

これまで、バス・タクシーの利用促進策として、市内在住の65歳以上の高齢者を対象としたバス・タクシー共通利用券の配付を実施してまいりましたが、今回は市内の全世帯毎に3,000円分の利用券を配付することで、幅広い年齢層の方々にご利用いただき、公共交通の利用喚起と利用転換を図ってまいります。

生活に必要な通勤・通学や買い物の際の移動の足として、また、3回目のワクチン接種時などにもご利用ください。

**事業費** 1億5,000万円

### ●バス・タクシー共通利用券の無料配付

#### ① 対象者

- ・令和4年1月13日現在、沼津市の住民基本台帳に掲載されている全ての世帯が対象です。
- ・1世帯につき3,000円分(100円券×30枚)のバス・タクシー共通利用券を郵送します。

#### ② 配付開始 令和4年2月中旬以降、順次郵送

#### ③ 利用期間 利用券が届いた日から利用可能。令和4年9月30日(金)まで。

#### ④ 利用可能な交通機関

- ・バス事業者4社
- ・タクシー事業者11社(個人タクシー協同組合等含む)
- ・介護タクシー事業者7社

#### ⑤ 利用方法

- ・市内で発着(乗降のどちらかもしくは両方が沼津市内)する場合に限り使用できます。
- ・おつりは支払われません。
- ・各社が発行する回数券や割引券、本市で発行する各種利用券と併用して使用できます。

